

**【別添資料】**

## **施設評価について（２）**

（児童施設、行政施設、衛生施設、市民集会施設、医療施設）

**西宮市**

## 目 次

<b>1. 施設評価について</b> .....	<b>1</b>
(1) 施設評価について .....	1
(2) 施設評価のフロー .....	2
(3) 一次評価 .....	3
(4) 二次評価 .....	5
(5) 総合評価 .....	6
【参考】施設の健全度判定について .....	7
<b>2. 施設評価個票</b> .....	<b>11</b>
(1) 施設評価個票について .....	11
(2) 施設評価個票 .....	14

# 1. 施設評価について

## (1) 施設評価について

- ・ 建築系公共施設個別施設計画の策定において、各施設の対応方針を定めるにあたり、点検・診断等によって得られた施設の状況や施設が果たしている役割・機能・利用状況等を考慮する必要があることから施設評価を実施しました。(本計画の対象施設のうち 214 施設を対象に実施しています)

【計画対象施設数】

総合管理計画		建築系公共施設個別施設計画		本計画対象外の施設※ <sup>2</sup>
施設区分	施設数	対象施設	施設評価実施施設※ <sup>1</sup>	
社会教育関連施設	46	44	39	2
運動施設	15	15	15	0
文化施設	18	18	18	0
保健・福祉施設	33	28	28	5
児童施設	93	81	40	12
行政施設	126	74	33	52
衛生施設	9	5	5	4
公園施設	47	6	0	41
市民集会施設	36	35	35	1
ごみ処理施設	2	0	0	2
医療施設	3	1	1	2
その他施設	69	16	0	53
小計	497	323	214	174
学校施設	85	—	—	—
住宅施設	80	—	—	—
合計	662	—	—	—

(平成 30 年 3 月 31 日時点の施設数を基に作成)

### ※ 1 施設評価実施施設

計画策定にあたり、施設の状態や役割、利用状況等に基づく「施設評価」を実施した施設。

個別に修繕計画を策定している「本庁舎関係の施設」、「消防分団」や「留守家庭児童育成センター」のように順次建替え等を進めている施設、「公園施設」や「自転車駐車場」といった施設は、所管部局で個別に対応を進めるものとして施設評価は行っていませんが、今後の施設の対応方針については本計画書へ記載しています。

### ※ 2 対象外の施設

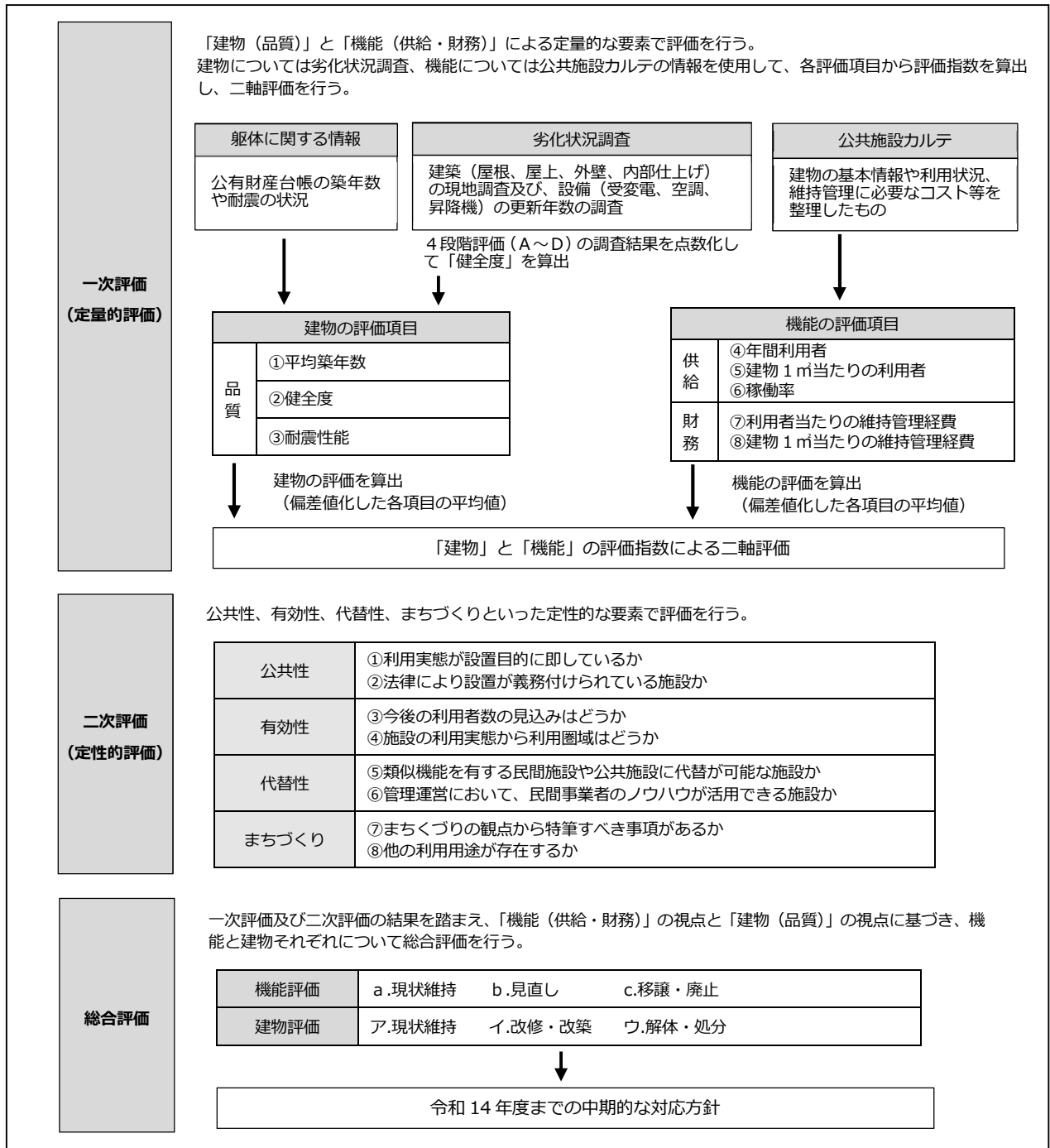
- ・ 賃貸借等の施設
- ・ 小規模な建物等 (倉庫・トイレ等)
- ・ ごみ処理施設・中央病院関連施設
- ・ 「その他施設」の普通財産貸付施設
- ・ 上記以外で解体や廃止する施設 (予定含む)

## (2) 施設評価のフロー

- ・評価は、「一次評価（定量的な評価）」、「二次評価（定性的な評価）」、「総合評価」で実施します。

【一次評価】：施設の建物（品質）と機能（供給・財務）の観点から定量的な評価として行います  
 【二次評価】：定量的な評価では表せない定性的な要素（公共性、有効性、代替性、まちづくり）から評価を行います。  
 【総合評価】：一次評価及び二次評価の結果を踏まえて「総合評価」を行います。  
 総合評価は本計画の令和 14 年度までの中期的な対応方針としています

【施設評価のフロー】



### (3) 一次評価

・建物（品質）と機能（供給・財務）の二軸による評価を行います。

#### ① 評価項目

・評価項目は下表のとおりです。

【一次評価の評価項目】

分類	評価項目	内容	
建物	品質	①平均築年数	建築後の経過年数（施設構成棟の平均築年数）
		②健全度	劣化状況調査による総合評点 ※ 1
		③耐震性能	耐震性があるか（新耐震基準、旧耐震基準で補強不要又は耐震補強済み） ※ 2
機能	供給	④年間利用者	施設の延べ利用者数
		⑤建物 1 m <sup>2</sup> 当たりの利用者	延べ利用者数／施設総延床面積
		⑥稼働率	貸部屋の利用コマ数／総コマ数
	財務	⑦利用者当たりの維持管理経費	維持管理経費（支出）／延べ利用者数
		⑧建物 1 m <sup>2</sup> 当たりの維持管理経費	維持管理経費（支出）／施設総延床面積

④～⑧については公共施設カルテで延べ利用者（又は延べ園児数）や維持管理経費の記載がある施設が対象となります。  
（複合施設において、面積や維持管理経費が他の施設に含まれる場合は記載がない施設があります）

※ 1 健全度については、「【参考】施設の健全度判定について」を参照

※ 2 耐震基準を満たしている場合は 100 点、満たしていない場合は 0 点

満たしている場合の条件：新耐震基準、旧耐震基準で補強不要又は耐震補強済み

#### ② 偏差値の算出

・各評価項目について偏差値を算出します。

建物（品質） ⇒ 全施設から偏差値を算出します。

機能（供給・財務） ⇒ 同様の機能を有したグループ内で偏差値を算出します。

グループについては、公共施設等総合管理計画の施設区分（細分類）を使用

【総合管理計画の施設区分】（施設評価の対象施設のみ）

大分類	細分類
社会教育関連施設	1. 公民館 2. 図書館 3. その他
運動施設	1. 運動施設
文化施設	1. 市民会館 2. ホール 3. その他
保健・福祉施設	1. 高齢者施設 2. 障害者関連施設 3. 保健施設 4. その他
児童施設	1. 市立保育所 2. 民間保育所・地域型保育施設 3. 児童館・児童センター 4. 子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設
行政施設	1. 庁舎・支所等 2. 消防施設 3. その他
衛生施設	1. 墓園等 2. その他
市民集会施設	1. 市民館 2. 共同利用施設 3. その他
医療施設	1. 医療施設

※細分類が 1 施設しかないもの（市民会館や医療施設）は、比較施設がないため機能の偏差値は算出しません。

### ③偏差値の平均点の算出

- 各評価項目で算出した偏差値について、「建物（品質）」と「機能（供給・財務）」それぞれの平均値を算出します。

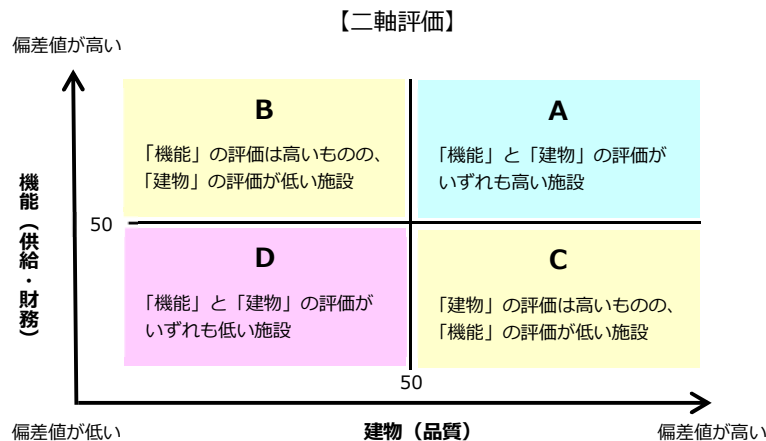
【算出例】

評価項目	建物			機能				
	品質			供給			財務	
	① 平均築年数	② 健全度	③ 耐震性能	④ 年間利用者	⑤ 建物 1㎡ 当たりの 利用者	⑥ 稼働率	⑦ 利用者 当たりの 維持管理経費	⑧ 建物 1㎡ 当たりの 維持管理経費
偏差値	35.8	54.4	53.1	60.9	53.1	53.2	57.3	56.2
平均値	47.77			56.14				

※供給の評価項目が無い場合、機能の評価は「⑧建物 1㎡当たりの維持管理経費」のみとなります。

### ④建物と機能の評価指数による二軸評価

- 「建物（品質）」を横軸、「機能（供給・財務）」を縦軸にとり、偏差値 50 を中心として、A～D の 4 つの区分に分類して二軸評価を行います。  
（評価結果の分析イメージは下表のとおりです）
- 一次評価は、一定の評価基準を設けて定量的な観点で分析した場合にどうなるかを示したものであり、施設の今後の方針を決定するにあたって参考とするものです。
- 施設の対応方針を定めるにあたっては、二次評価、総合評価を通して方針を決定していきます。



【評価結果の分析イメージ】

区分	概要
Aのエリア	「建物」と「機能」の評価がいずれも高いことから、今後も施設を維持することが望ましいと考えます。
Bのエリア	「機能」の評価が高いものの、「建物」の評価が低いことから、施設の改修や改築を図ることが望ましいと考えます。 また、場合によっては他施設へ機能の複合化を進めることによって、当該施設を廃止することも考えられます。
Cのエリア	「建物」の評価は高いものの、「機能」の評価が低いことから、サービスやコストの改善に向けて検討を行うことが望ましいと考えます。 また、他の機能へ用途変更することも考えられます。
Dのエリア	「建物」と「機能」の評価がいずれも低いことから、サービスの廃止とともに、施設を処分することが考えられます。また、機能としてサービスを継続する場合は、サービスやコストの改善を図るとともに、施設の改修や改築を検討することが考えられます。

## (4) 二次評価

- ・ 定量的な評価では表せない定性的な要素（公共性、有効性、代替性、まちづくり）から評価を行います。
- ・ 各評価項目には選択肢と評価理由等を記載する欄を設けます。

【二次評価の評価項目】

区分	評価項目	評価の考え方と選択肢
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	<p>■ 利用の実態を踏まえ、どのような利用のされ方をしているかで評価する。</p> <p>■ 選択肢 「即している」 「即していない」 「不明」</p>
	②法律により設置が義務付けられている施設か	<p>■ 根拠となる法律の有無にて評価する。法律において設置が義務付けられていない場合でも、設置の目的等が位置づけられていれば「義務付けられている」とする。</p> <p>■ 選択肢 「義務付けられている」 「義務付けられていない」</p>
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	<p>■ 過去の利用者数のトレンドを参考に、今後（数年間）の利用者の見込みを想定して評価する。また、今後、予定されている機能改善や新たな企画等の実施予定から想定して評価する。</p> <p>■ 選択肢 「増加する見込みである」 「変わらない見込みである」 「減少する見込みである」 「－」（該当しない場合に選択）</p>
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	<p>■ 利用の実態からみて、概ねどの圏域の住民の利用が多いかで評価する。</p> <p>■ 選択肢 「全市的」 「地域性がある」 「－」（該当しない場合に選択）</p>
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	<p>■ 同様の機能を有した民間施設や公共施設の有無で評価する。</p> <p>■ 選択肢 「可能」 「不可能」 「不明」</p>
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	<p>■ 本市及び周辺自治体において、指定管理、業務委託等による管理運営を委託した実績の有無等により評価する。</p> <p>■ 選択肢 「実績あり」 「実績なし」 「不明」</p>
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	<p>■ 本市の各種計画や施策に位置づけられた重要な役割を担う施設であるかによって評価する。</p> <p>■ 選択肢 「特筆すべき事項あり」 「特筆すべき事項なし」</p>
	⑧他の利用用途が存在するか	<p>■ 従来の利用目的以外の別な利用用途の存在や特別な指定を受けているかによって評価する。（避難所に利用されている、文化的、景観的価値がある等）</p> <p>■ 選択肢 「他の利用用途あり」 「他の利用用途なし」</p>

## (5) 総合評価

- ・一次評価及び二次評価の結果を踏まえ、「機能（供給・財務）」の視点と「建物（品質）」の視点に基づき、機能と建物それぞれについて総合評価を行います。

### 【総合評価の内容】

評価項目	評価結果	今後の対応方針等
機能評価	a. 現状維持	施設が有する機能を現状のまま維持する。
	b. 見直し	利用状況やコスト状況等を考慮し、他機能の複合化や機能の集約化、用途変更、又は施設のサービス向上やコスト改善などを行う。 ア. 複合化：異なる複数の機能を一つの建物に統合・並置する。 イ. 集約化：複数の施設にまたがる同様の機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等にまとめる。 ウ. 用途変更：既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し、有効活用を図る。 エ. その他：施設の利用者数、稼働率等のサービス向上及びコスト改善などを検討する。
	c. 移譲・廃止	利用状況、コスト状況等を考慮し、機能を廃止する。 ※機能を民間や地域に移譲、譲渡する場合を含む。
建物評価	ア. 現状維持	施設を現状のまま維持する。
	イ. 改修・改築	施設を維持するための改修や改築（建替え）を行う。 また、施設の長寿命化の検討・改修を行う。
	ウ. 解体・処分	機能の評価や老朽化状況等を勘案して、解体・処分を行う あ. 施設を解体 い. 施設を民間へ譲渡（売却）又は賃貸 う. 施設を地域へ移譲



「機能評価」と「建物評価」の結果の集計表としてまとめたイメージ

### 【総合評価の集計】

		【建物の評価】			機能の評価合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	
【機能の評価】	現状維持				
	見直し	複合化	施設数を記載して集計		
		集約化			
		用途変更			
		その他			
移譲・廃止					
建物の評価合計					



## 【参考】施設の健全度判定について

### ①健全度判定の評価項目

- ・健全度判定に用いる評価項目は、以下の部位とします。
- ・なお、屋根・屋上、外壁、内部仕上げは、劣化状況調査による目視での評価としますが、設備については、目視による評価が困難なことから設置（更新）年からの経年による評価とします。

評価項目

番号	部 位	調査方法
①	屋根・屋上	目視
②	外壁	目視
③	内部仕上げ	目視
④	受変電設備	経年
⑤	空調設備	経年
⑥	昇降機設備	経年

(中長期修繕計画で対象となっている部位と内部仕上げを評価)

### ②評価基準

- ・各部位について、施設点検及び経過年数に基づき健全度の状況をA、B、C、Dの4段階で判定し、健全度を点数化します。

#### ①目視による評価基準

目視による評価（①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ）

評 価	基 準	配点	
A	おおむね良好	100点	良好 ↓ 劣化
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	75点	
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40点	
D	早急に対応する必要がある	10点	

#### ②経年による評価基準

経年による評価（④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備）

評 価	基 準	配点	
A	経過年数が10年未満	100点	良好 ↓ 劣化
B	経過年数が10年以上20年未満	75点	
C	経過年数が20年以上30年未満	40点	
D	経過年数が30年以上	10点	

### ③計算方法

- ・劣化による建物全体への影響度合いなどを考慮して、部位ごとに重要度係数を設定します。

評価点（①～⑥）

番号	部 位	重要度係数	満点
①	屋根・屋上	1.0	100点
②	外壁	1.0	100点
③	内部仕上げ	0.25	25点
④	受変電設備	0.5	50点
⑤	空調設備	0.5	50点
⑥	昇降機設備	0.5	50点
	合計		375点

【重要度係数】西宮市の「公共施設の中長期修繕計画」に該当する項目のうち  
躯体に関わる「①屋根・屋上」、「②外壁」は1.0  
設備関係の「④受変電設備」、「⑤空調設備」、「⑥昇降機設備」は0.5  
それ以外の「③内部仕上げ」は0.25

- ・これらの評価点、重要度係数を用いて、施設の健全度の点数を算出します。

$$\text{健全度の点数} = \frac{\text{評価点} : \sum (\text{部位のA} \sim \text{D評価による配点} \times \text{重要度係数})}{375 \text{点}} \times 100$$

健全度の計算はA～Dの評価に対する評価点に重要度係数を乗じることにより、点数を算出します。  
なお、100点満点に換算するため、満点の375点で除した後、100点を乗じます。  
①～⑥については該当するものが無ければ、分母の375点から減点して計算します。

※複数棟がある施設の評価点：各棟の評価が異なる場合があるため、各棟で「棟の評価点×棟の延床面積」を算出し、その合計を「各棟の延床面積の合計」で割算した数値を使用しています。

### ④劣化状況調査

#### 【①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ】

- ・劣化状況調査として目視での評価を実施しました。
- ・施設評価の対象施設のうち、民間複合施設 20 施設及び直近で建替予定などの 14 施設を除いた 180 施設において棟毎に実施
- ・評価の判定は、次頁の「評価の基本的考え方」をもとに評価を行っています。

#### 【④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備】

- ・設備については経年による評価のため、中長期修繕計画、図面情報及び公会計情報をもとに、最新の設置または更新年度を可能な範囲で事前に記載した調査票を作成し、施設所管課へ照会を実施しました。

評価の基本的考え方【①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上げ】

部位	劣化状況調査票における「劣化状況」	評価の基本的考え方	仕様
1 屋根・ 屋上	降雨時に雨漏りがある	①降雨時に複数箇所でも雨漏りしている又は1箇所でも重度の雨漏りしている場合をD評価とする。 また、1箇所でも目視確認又はバケツを置くような雨漏り(ヒアリング等による)、があれば、C評価とする。	
	天井等に雨漏り痕がある	②雨漏り痕が1~2箇所であればB評価とする。 雨漏り痕が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 雨漏り痕が10箇所以上をD評価とする。	
	防水層に膨れ・破れ等がある	③部分的な膨れ、はらみ(アスファルト・シート・塗膜防水)ならB評価とする。 広範囲の膨れ、はらみ(アスファルト・シート・塗膜防水)又は部分的な破断・穴あき・破れなどがみられたらC評価とする。 広範囲の破断・穴あき・破れなどがみられたらD評価とする。	アスファルト防水 シート防水 塗膜防水
	屋根葺材に錆・損傷がある	④部分的なさび、変色、変質、ひび割れならB評価とする。 広範囲のさび、変色、変質、ひび割れ又は部分的な腐食・損壊ならC評価とする。 広範囲な腐食・損壊ならD評価とする。	金属板(長尺、折板、平葺き)、瓦
	笠木・立上り等に損傷がある	⑤上記(③)と同様	
	樋やルーフトレを目視点検できない	樋やルーフトレに異常があれば、チェックを入れる。 ※ただし、評価(A~D)の対象外とする。 異常の内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。 その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	
2 外壁	鉄筋が見えているところがある	①鉄筋の露出・爆裂が、1~2箇所であればB評価とする。 鉄筋の露出・爆裂が3~4箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 鉄筋の露出・爆裂が5箇所以上をD評価とする。	
	外壁から漏水がある	②雨漏り痕の場合は、1~2箇所であればB評価とする。 雨漏り痕が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 雨漏り痕が10箇所以上をD評価とする。 降雨時に複数箇所でも雨漏りをしている場合はD評価とする。	
	塗装の剥がれ	③部分的な塗装の変質、変色であればB評価とする。 広範囲の塗装の変質、変色又は部分的な剥離、剥がれであればC評価とする。 広範囲な剥離、剥がれであればD評価とする。	塗り仕上げ 吹付塗装 金属系パネル
	タイルや石が剥がれている	④部分的なタイル・石の浮き、ひび割れであればB評価とする。 広範囲なタイル・石の浮き、ひび割れ及び部分的な欠落、剥離であればC評価とする。 広範囲な欠落、剥離であればD評価とする。	タイル張り 石張り
	大きな亀裂がある	⑤部分的なさび、ひび割れ( $0.3 < W \leq 0.4$ )であればB評価とする。 広範囲のさび、ひび割れ( $0.3 < W \leq 0.4$ )又は部分的なひび割れ( $0.5 \leq W < 1.5$ )、欠落、剥がれであればC評価とする。 部分的なひび割れ( $1.5 < W$ )、広範囲な欠落、剥がれ、ひび割れ( $0.5 \leq W < 1.5$ )であればD評価とする。	塗り仕上げ 吹付塗装 金属系パネル セメント系パネル
	界面剥離、弾力低下がある	⑥部分的な界面剥離、弾力低下であれば、B評価とする。 広範囲な界面剥離、弾力低下又は部分的な損壊であれば、C評価とする。 広範囲な損壊であればD評価とする。	
	窓・ドアの廻りで漏水がある	⑦漏水が、1~2箇所であればB評価とする。 漏水が3~9箇所又は1~2箇所でも重度であればC評価とする。 漏水が10箇所以上をD評価とする。	
	窓・ドアに錆・腐食・変形がある	⑧部分的な変形・さびであればB評価とする。 広範囲な変形・さび又は部分的な腐食、損壊であればC評価とする。 広範囲な腐食、損壊であればD評価とする。	
	外部手すり等の錆・腐朽	⑨部分的なさびであれば、B評価とする。 広範囲のさび又は部分的な腐朽であればC評価とする。 広範囲の腐朽であればD評価とする。	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。 その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	

部位	劣化状況調査票における「劣化状況」	評価の基本的考え方	仕様
3 内 部 仕 上 げ	剥がれ、亀裂がある。	①部分的な浮き、亀裂(シート、クロス等)、ひび割れ( $W \leq 0.4$ )であればB評価とする。 広範囲の浮き、亀裂(シート、クロス等)、ひび割れ( $W \leq 0.4$ )又は部分的な欠落、剥がれ、ひび割れ( $0.5 \leq W < 1.5$ )であればC評価とする。 部分的なひび割れ( $1.5 < W$ )広範囲な欠落、剥がれ、ひび割れ( $0.5 \leq W < 1.5$ )であればD評価とする。 ※内部仕上げについては複数の部屋(教室)が存在することが考えられるが、1つの部屋でもD評価に該当する事象が確認されれば、棟としての評価はDとする。	天井：ボード 壁：クロス、 ボード 床：シート、 タイルなど
	懸垂物・付属物等	②スピーカー、照明灯具、換気扇等の懸垂物や付属物について、位置のずれがあればB評価とする。脱落、欠損があればC評価とする	
	その他点検等で指摘がある	上記以外での異常箇所や気づいた点等があれば、チェックを入れる。その内容は、下段の「特記事項」欄において、記載する。	

#### 経過年数の判断基準【④受変電設備、⑤空調設備、⑥昇降機設備】

部位	評価の基本的考え方
4 受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「受電ケーブル」及び「PAS(高圧気中開閉器)」の改修を行ったものについて更新と判断します。</li> <li>・ただし、その他の機器で30年以上更新されていないものがあればD評価とします。</li> <li>・毎年行っている保守点検の報告書情報をもとに評価を行う</li> </ul>
5 空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調(冷暖房機)は、方式の違いや複数台設置など、更新と判断することが難しいですが、以下の改修(取替)が行われている場合について更新と判断しています。</li> <li>・中長期修繕計画の対象となっている熱源改修を行った場合</li> <li>・複数台設置されている場合は、概ね施設の過半程度について改修や取替を行った場合</li> </ul>
6 昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期修繕計画において改修工事を行った年度で更新と判断しています。</li> </ul>

## 2. 施設評価個票

### (1) 施設評価個票について

- ・施設評価の内容については、施設ごとに「施設評価個票」を作成して整理しています。

#### 【施設評価個票の項目説明】

#### 1 施設名称などの情報を記載

施設番号	: 総合管理計画の分類別で付番している番号
施設名称	: 施設の名称
所在地	: 所在地（住居表示）を記載
施設分離（大分類）	: 総合管理計画における大分類を記載
施設分類（中分類）	: 総合管理計画における中分類を記載
所管課	: 施設を所管する課名を記載 ※施設評価を行った令和2年度時点の所管課名
併設施設（複合施設）の有無	: 複合施設の場合、名寄せ用に番号を記載

#### 2 基礎情報の記載欄

各項目		説明	
劣化状況調査の状況	棟名称	公有財産台帳に登録されている棟ごとの名称	
	延床面積 (㎡)	公有財産台帳に登録されている棟ごとの延床面積	
	建築年度	公有財産台帳に登録されている棟ごとの建築年度	
	築年数	2019年度 - 建築年度	
	劣化状況	屋根・屋上	現地点検の結果をA~Dで表記。 現地点検を行っていない民間複合の施設は「民複」、建替の施設は「建替」を表記。
		外壁	※点検結果の詳細については「劣化状況調査票」を参照。
		内部仕上げ	
受変電設備		設備の更新年度調査の結果A~Dで表記。 該当する設備がない施設については「無」を表記。 調査していない建替の施設は「建替」を表記。	
	空調設備		
	昇降機設備		
品質	①平均築年数	年度の違う棟がある場合は、築年数を面積按分して算出。	
	②健全度	劣化状況調査の結果を点数化したものです。	
	③耐震性能	基準	西宮市耐震改修促進計画における耐震診断結果をもとに点数化したものです。 耐震基準を満たしている場合 = 「100点」 満たしていない場合 = 「0点」 ※満たしている場合の条件・・・新耐震又は旧耐震で補強済か補強不要の場合
		診断	旧耐震で耐震診断を実施済 = 「済」、未実施 = 「未」、新耐震 = 「-」を表記 (耐震診断未実施の場合、基準を満たしているか判別ができないため点数化していません)
	補強	旧耐震で耐震補強済 = 「済」、補強不要 = 「不要」 補強未実施 = 「未」、新耐震 = 「-」を表記。	
供給	④年間利用者 (人)	各年度	施設の延べ利用者数 (公共施設カルテより*)
		平均	延利用者数の3か年平均 (公共施設カルテより*)
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	延利用者数/延床面積 (公共施設カルテより*)	
⑥稼働率	貸部屋の利用コマ数/総コマ数 (公共施設カルテより*)		
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	維持管理経費/延べ利用者数 (公共施設カルテより*)	
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	維持管理経費/延床面積 (公共施設カルテより*)	

※公共施設カルテ 建物の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を整理したもので、市ホームページで公開しています。

3 一次評価の記載欄

各項目		説明		
一次評価	品質の平均偏差値	建物の評価	品質①②③の平均偏差値	
	供給・財務の平均偏差値	機能の評価	供給④⑤⑥及び財務⑦⑧の平均偏差値	
	各評価項目の偏差値	品質	①②③	品質（建物）については全施設で算出した偏差値
		供給	④⑤⑥	
		財務	⑦⑧	供給・財務（機能）については西宮市公共施設等総合管理計画の施設区分（細分類）ごとに偏差値を算出しています。
レーダーチャート	上記、①～⑧の偏差値をレーダーチャートで表示しています。			
二軸評価	建物（品質）を横軸、機能（供給・財務）を縦軸にとり偏差値 50 を中心として A～D の 4 区分に分類しています。			

4 二次評価の記載欄

各項目		説明	
二次評価	公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定性的な要素についての評価です。</li> <li>・「評価結果」は各評価項目の選択肢、「評価理由等」は評価結果の選択肢を選んだ理由を記載しています。</li> </ul>
		②法律により設置が義務付けられている施設か	
	有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	
		④施設の利用実態から利用圏域はどうか	
	代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	
		⑥管理運営において民間事業者のノウハウが活用できる施設か	
	まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	
		⑧他の利用用途が存在するか	

5 総合評価の記載欄

各項目		説明
総合評価	機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機能（供給・財務）」と「建物（品質）」の総合評価について記載しています。</li> <li>・「評価結果欄」は、各評価項目の選択肢、「中期的な対応方針」は、各評価項目の選択肢に応じて、今後の方針や考え方を記載しています。</li> </ul>
	建物	

## 【施設評価個票】（例）

施設番号	施設名称	02103	鳴尾東公民館	所在地	東鳴尾町1丁目9-1
施設分類（大分類）	社会教育関連施設		施設分類（中分類）	公民館	
所管課	地域学習推進課		併設施設（複合施設）の有無	無	

劣化状況調査の状況									
棟名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	1,008						無	A	B
032 公民館	874	1987	32	B	B	B			
062 上屋	51	1987	32	B	B	B			
072 計量器室	4	1987	32						
011 自転車置場・単車置場	19	1987	32						
014 エレベーター棟	61	2005	14	B	B	B			

品質	
①平均築年数	31
②健全度	79
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給（3箇年平均）			
④年間利用者（人）			
2016	37,602	平均	38,685
2017	40,472		
2018	37,981		
⑤建物1㎡当たりの利用者（人/㎡）		38	
⑥稼働率		30%	

財務（3箇年平均）	
⑦利用者当たりの維持管理経費（円/人）	255
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費（円/㎡）	9,799

一次評価				
「品質」の平均偏差値		「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	54.33	縦軸	機能の評価
				48.00
【参考】各評価項目の偏差値				
評価項目	偏差値	レーダーチャート		
品質	①平均築年数 50.8			
	②健全度 59			
	③耐震性能 53.2			
供給	④年間利用者 (人) 48			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡) 47.1			
	⑥稼働率 42.2			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人) 51.1			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡) 51.6			
備考				

**社会教育関連施設 公民館**

二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 公民館の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 社会教育法第20条において、設置目的が記載されている施設である。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み 公民館を学習の拠点とするグループ・団体の側面的支援を行なうこと、民間の教育力を活用する事業の実施、公民館の利用基準の緩和等により例年とほぼ変わらない見込みである。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 利用区域の制限はないが、地区公民館の場合、地区公民館管内の利用者が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替可能な施設か	不可能 公民館は地域コミュニティの核となり地域市民が地域課題の解決や地域力を高めるための社会教育施設であり、民間施設等による代替は不可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり 近隣自治体（伊丹・宝塚・芦屋・川西市）においては指定管理者制度を導入している。当市公民館では、過去に地域団体が指定管理者として主体的な公民館管理運営の導入を試行した結果、困難であると判断し直営方式を選択した経緯あり。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項あり 地域市民で構成する公民館地域学習推進員会事業において、地域課題の解決や地域力を高める役割を担う施設である。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途あり 避難所に指定されている。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	設備・備品等の適切な維持管理及び更新を行い、利用者の利便性の向上に努めることで稼働率や利用者数の増を図る。
建物	A. 現状維持	-	公民館を安心安全に利用していただくため、建築基準法、消防法に定められた施設、設備の適法状態を維持する。また、修繕の必要な部分については、優先度を判断し可能な限り早急に修繕工事を実施する。

## (2) 施設評価個票

・総合管理計画の施設分類別に「施設評価個票」を掲載しています。

社会教育施設、運動施設、文化施設、保健・福祉施設は「施設評価について（１）」に掲載

児童施設、行政施設、衛生施設、市民集会施設、医療施設は「施設評価について（２）」に掲載

「施設評価について（２）」の掲載施設

大分類	細分類	連番	施設番	施設名称	頁	
児童施設	市立保育所	1	06101	朝日愛児館	17	
		2	06102	芦原保育所	18	
		3	06103	今津文協保育所	19	
		4	06104	今津南保育所	20	
		5	06105	学文殿保育所	21	
		6	06106	上之町保育所	22	
		7	06107	瓦木北保育所	23	
		8	06108	瓦木みのり保育所	24	
		9	06109	北夙川保育所	25	
		10	06110	甲東北保育所	26	
		11	06111	小松朝日保育所	27	
		12	06112	大社保育所	28	
		13	06113	高須西保育所	29	
		14	06114	高須東保育所	30	
		15	06115	建石保育所	31	
		16	06116	津門保育所	32	
		17	06117	鳴尾保育所	33	
		18	06118	鳴尾北保育所	34	
		19	06119	鳴尾東保育所	35	
		20	06121	浜脇保育所	36	
		21	06123	用海保育所	37	
		22	06124	芦原むつみ保育所	38	
		民間保育所・地域型保育施設	1	06201	東山ぼぼ保育園	39
			2	06202	東山ぼぼ保育園分園	40
			3	06203	夙川夢保育園	41
			4	06207	つぼみの子保育園	42
			5	06208	西北夢保育園	43
			6	06209	ニコニコ桜風水園	44
		児童館・児童センター	1	06301	むつみ児童館	45
			2	06302	浜脇児童館	46
			3	06303	津門児童館	47
			4	06304	鳴尾児童館	48
			5	06305	大社児童センター	49
			6	06306	高須児童センター	50
			7	06307	塩瀬児童センター	51
			8	06308	山口児童センター	52
		子育て総合センター及び児童発達支援センター関連施設	1	06501	こども未来センター	53
			2	06502	北山学園	54
			3	06503	子育て総合センター	55
			4	06504	みやっこキッズパーク	56
	行政施設	庁舎・支所等	1	08108	西宮市役所夙川市民サービスセンター	57
			2	08109	西宮市役所市民課 越木岩分室	58
			3	08110	西宮市役所市民課 西宮浜分室	59
			4	08111	西宮市役所瓦木支所	60
5			08112	西宮市役所上甲子園市民サービスセンター	61	
6			08113	西宮市役所アクタ西宮ステーション	62	
7			08114	西宮市役所甲東支所	63	



大分類	細分類	連番	施設番	施設名称	頁	
行政施設	庁舎・支所等	8	08115	西宮市役所塩瀬支所	64	
		9	08116	西宮市役所塩瀬支所 生瀬分室	65	
		10	08117	西宮市役所鳴尾支所	66	
		11	08118	西宮市役所鳴尾支所 高須分室	67	
		12	08119	西宮市役所山口支所	68	
		13	08120	フレンテ西館事務所	69	
		14	08123	美化第2課事務所	70	
		15	08124	美化第3課事務所	71	
		16	08125	環境衛生課・管財課庁舎	72	
		17	08126	環境事業部庁舎	73	
		18	08127	上下水道局本庁舎	74	
		19	08129	フレンテ東館事務所	75	
		20	08130	生涯学習推進課学習室	76	
		消防施設	1	08201	西宮市消防局	77
			2	08202	西宮消防署	78
			3	08203	西宮消防署北夙川分署	79
			4	08204	鳴尾消防署	80
			5	08205	鳴尾消防署浜分署	81
			6	08206	瓦木消防署	82
			7	08207	瓦木消防署甲東分署	83
	8		08208	北消防署	84	
	9		08209	北消防署山口分署	85	
	10		08212	消防局整備センター	86	
	その他	1	08301	室川町事務室	87	
		2	08302	交通安全対策課分室	88	
		3	08303	西宮市消費生活センター	89	
	衛生施設	墓園等	1	09101	満池谷墓地	90
			2	09103	白水峡公園墓地	91
		その他	1	09201	西宮市食肉センター	92
			2	09202	食肉衛生検査所	93
			3	09203	動物管理センター	94
	市民集会施設	市民館	1	11101	網引市民館	95
			2	11102	市庭市民館	96
3			11103	今津南市民館	97	
4			11104	上ヶ原市民館	98	
5			11105	大筒市民館	99	
6			11106	柏堂市民館	100	
7			11107	神原市民館	101	
8			11108	北甲子園口市民館	102	
9			11109	苦楽園市民館	103	
10			11110	甲子園口市民館	104	
11			11111	甲陽園市民館	105	
12			11113	香櫛園市民館分館	106	
13			11114	夙川西市民館	107	
14			11115	夙東市民館	108	
15			11116	高木市民館	109	
16			11117	中市民館	110	
17			11118	生瀬市民館	111	
18			11119	平木市民館	112	
19			11120	安井市民館	113	
20			11121	八ツ松市民館	114	
21			11122	六軒市民館	115	

大分類	細分類	連	施設番	施設名称	頁
市民集会施設	共同利用施設	1	11201	共同利用施設上甲子園センター	116
		2	11202	共同利用施設瓦林公園センター	117
		3	11203	共同利用施設北瓦木センター	118
		4	11204	共同利用施設甲東センター	119
		5	11205	共同利用施設小松センター	120
		6	11206	共同利用施設高木センター	121
		7	11207	共同利用施設段上センター	122
		8	11208	共同利用施設鳴尾センター	123
		9	11209	共同利用施設鳴尾中央センター	124
		10	11210	共同利用施設浜甲子園センター	125
	その他	1	11301	西宮市市民交流センター	126
		2	11302	広田山荘	127
		3	11303	芦乃湯会館分館 大黒会館	128
		4	11304	西宮市立船坂里山学校	129
医療施設	医療施設	1	13102	西宮市応急診療所	130



































施設番号 施設名称	06116 津門保育所	所在地	津門稲荷町5-23
施設分類 (大分類)	児童施設	施設分類 (中分類)	市立保育所
所管課	保育所事業課	併設施設 (複合施設) の有無	複合29

棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況						
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備	
施設全体	2,058							建替	建替	建替
036 保育所	2,007	1971	48	建替	建替	建替				
009 倉庫	8	1971	48	建替	建替	建替				
011 自転車置場・単車置場	32	1971	48	建替	建替	建替				
009 倉庫	12	1996	23	建替	建替	建替				

品質	
①平均築年数	48
②健全度	-
③耐震性能	0
基準	旧 診断 済 補強 未

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	1,393
2017	1,356
2018	1,316
平均	1,355
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	1
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	10,410
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	6,852

一次評価					
「品質」の平均偏差値			「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	27.55	縦軸	機能の評価	47.38
【参考】各評価項目の偏差値					
	評価項目	偏差値	レーダーチャート		
品質	①平均築年数	37.2			
	②健全度	-			
	③耐震性能	17.9			
供給	④年間利用者 (人)	51.2			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	35			
	⑥稼働率	-			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	30.6			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	72.7			
備考					

児童施設 市立保育所

二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 保育所等の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 児童福祉法に基づき、設置されている。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み 待機児童数が多く、変わらない見込みである。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 利用区域の制限はないが、周辺地域の利用者が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	可能 同様の機能を有した公共施設で代替が可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし 本市において公立保育所で、指定管理の実績はない。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし 特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	待機児童が多く、現状維持となる。
建物	イ. 改修・改築	-	築48年以上が経過しており、老朽化が著しいため、令和5年度に建て替え竣工予定。











施設番号	施設名称	06124 芦原むつみ保育所	所在地	芦原町7-7
施設分類 (大分類)	児童施設		施設分類 (中分類)	市立保育所
所管課	保育所事業課		併設施設 (複合施設) の有無	複合39

棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	2,623						A	A	A
020 園舎	2,447	2017	2	A	A	A			
011 自転車置場・単車置場	126	2017	2	A	A	A			
009 倉庫	13	2017	2	A	A	A			
009 倉庫	36	2017	2	A	A	A			

品質	
①平均築年数	2
②健全度	100
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	1,763
平均	1,763
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	1
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	11,928
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	8,018

一次評価					
「品質」の平均偏差値			「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	66.43	縦軸	機能の評価	47.98
【参考】各評価項目の偏差値					
品質	①平均築年数	74.1			
	②健全度	72			
	③耐震性能	53.2			
供給	④年間利用者 (人)	68.2			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	35			
	⑥稼働率	-			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	20.9			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	67.8			
備考	新築のため劣化状況はA評価				

児童施設 市立保育所

二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 保育所等の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 児童福祉法に基づき、設置されている。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み 待機児童数が多く、変わらない見込みである。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 利用区域の制限はないが、周辺地域の利用者が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	可能 同様の機能を有した公共施設で代替が可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし 本市において公立保育所で、指定管理の実績はない。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし 特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	待機児童が多く、現状維持となる。
建物	ア. 現状維持	-	特に劣化している状況もないため、現状維持とする。

























































施設番号	施設名称	08114 西宮市役所甲東支所	所在地	甲東園3丁目2-29
施設分類 (大分類)		行政施設	施設分類 (中分類)	庁舎・支所等
所管課		甲東支所	併設施設 (複合施設) の有無	民間複合4

棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況						
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備	
施設全体	1,033							C	A	C
001 庁舎	30	1996	23	民複	民複	民複				
001 庁舎	911	1996	23	民複	民複	民複				
001 庁舎	36	1996	23	民複	民複	民複				
089 その他	56	1983	36	民複	民複	民複				

品質	
①平均築年数	24
②健全度	-
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	17,044

一次評価				
「品質」の平均偏差値		「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	54.80	縦軸	機能の評価
				43.90
【参考】各評価項目の偏差値				
品質	①平均築年数	56.4		
	②健全度	-		
	③耐震性能	53.2		
供給	④年間利用者 (人)	-		
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-		
	⑥稼働率	-		
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-		
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	43.9		
備考				

行政施設 庁舎・支所等

二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 支所の設置目的に沿って利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられていない 地方自治法によって設置できるとされており、地域住民のサービス向上のため設置が必要であることから、西宮市支所設置条例を制定し、設置している。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み 来所者数を把握できない施設であるが、今後も同程度の利用が見込まれる。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 支所の所管区域に居住している住民の利用が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 同様の機能を有した民間施設等は無く、代替が不可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし 施設(建物)の維持管理に関しては、民間業者に委託しているが、施設で実施する事業運営については、指定管理制度等の導入には馴染まないものと考えられるため、実績は無い。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項あり 地域の行政サービス等の拠点として役割を担う施設である。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途は無い。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	地域住民の利便性向上のために必要な施設であることから、現状維持とする。
建物	ア. 現状維持	-	築23年以上が経過しており、設備等の部分的な修繕が必要である。













施設番号 施設名称	08123 美化第2課事務所	所在地	鳴尾浜2丁目1-4
施設分類 (大分類)	行政施設	施設分類 (中分類)	庁舎・支所等
所管課	美化第2課	併設施設 (複合施設) の有無	無

劣化状況調査の状況									
棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	2,327						D	A	D
001 庁舎	1,265	1981	38	C	C	D			
013 車庫A棟	127	1981	38	A	A	B			
013 車庫B棟	220	1981	38	A	A	B			
013 車庫C棟	119	1981	38	A	C	B			
013 車庫D棟	119	1981	38	A	C	B			
013 車庫E棟	413	1981	38	A	A	D			
073 ポンプ室	9	1981	38						
075 機械室	19	1981	38						
076 ボイラー室	36	1996	23						

品質	
①平均築年数	38
②健全度	51
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	9,686

一次評価					
「品質」の平均偏差値			「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	46.63	縦軸	機能の評価	55.40
【参考】各評価項目の偏差値					
	評価項目	偏差値	レーダーチャート		
品質	①平均築年数	45.2			
	②健全度	41.5			
	③耐震性能	53.2			
供給	④年間利用者 (人)	-			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-			
	⑥稼働率	-			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	55.4			
備考					

行政施設 庁舎・支所等

建物の位置: 鳴尾浜2丁目1-4

周辺の施設: 環境衛生課・管財課庁舎, 上下水道局本庁舎, 美化第3課事務所, 美化第2課事務所, 西宮市役所鳴尾支所, 西宮市役所塩瀬支所, 環境事業部庁舎, 西宮市役所アクト西宮ステーション, フレンテ東館事務所, 西宮市役所甲東支所, フレンテ西館事務所, 生涯学習事業課学習室, 西宮市役所夙川市民サービスセンター, 西宮市役所山口支所

二次評価			
評価項目	評価結果	評価理由等	
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している	一般廃棄物の収集運搬に係る事務所として活用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2により、市はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬することが義務付けられている。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	—	市民利用のない施設であるため該当しない。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	—	市民利用のない施設であるため該当しない。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	可能	これ以上民間委託を進めることは困難であるため民間施設への代替は不可能であるが、他の公共施設との統廃合は可能であると考えられる。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし	本市及び周辺自治体においても、一般廃棄物収集運搬施設の指定管理の実績はない。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし	まちづくりの観点から特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし	特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	一般廃棄物の収集運搬機能を維持する必要があることから、現状維持とする。
建物	イ. 改修・改築	-	令和14年度までに築50年以上が経過し、老朽化が進むため、施設の長寿命化や他施設との集約化に向けた検討を行う。





施設番号 施設名称	08125 環境衛生課・管財課庁舎	所在地	西宮浜 3丁目4
施設分類 (大分類)	行政施設	施設分類 (中分類)	庁舎・支所等
所管課	環境衛生課・管財課	併設施設 (複合施設) の有無	無

棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	3,905						B	B	D
001 庁舎	1,465	1988	31	C	D	C			
013 車庫	1,248	1988	31	B	D	A			
013 車庫	380	1988	31	B	B	A			
007 作業所	450	1988	31	B	A	A			
013 車庫	273	1988	31	B	B	A			
077 配電室・電気室	73	1988	31						
009 倉庫	16	1988	31						

品質	
①平均築年数	31
②健全度	51
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	4,998

一次評価				
「品質」の平均偏差値		「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	48.50	縦軸	機能の評価
				62.70
【参考】各評価項目の偏差値				
品質	①平均築年数	50.8	レーダーチャート	①平均築年数
	②健全度	41.5		②健全度
	③耐震性能	53.2		③耐震性能
供給	④年間利用者 (人)	-		④年間利用者
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-		⑤建物1㎡当たりの利用者
	⑥稼働率	-		⑥稼働率
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-		⑦利用者当たりの維持管理経費
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	62.7		⑧建物1㎡当たりの維持管理経費
備考				

**行政施設 庁舎・支所等**

建物の品質

二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 業務遂行(害虫駆除業務や消毒作業等)の拠点として使用されており、設置目的に即している。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられていない 法律や条例に基づくものではなく、任意に設置している。(消防法に基づく危険物倉庫や労働安全衛生法に基づく快適職場指針に示されている洗身設備を有している。)
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	— 市民利用の無い施設であるため該当しない。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	— 市民利用の無い施設であるため該当しない。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 周辺への安全等を確保しながら業務が効率的・効果的に実施可能となるように機能整備されており、代替施設では困難である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし 当施設は、公の施設ではなく行政の事務所に該当し、指定管理者制度の対象外と認識している。また、民間による管理運営の実績はない。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし まちづくりの観点から特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途あり 津波避難ビルの指定を受けている。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	環境衛生課の業務遂行の拠点として役割は重要であり、施設が有する機能を現状のまま維持していく。
建物	ア. 現状維持	-	築31年以上が経過していることもあり、補修等により施設の老朽化に対応しつつ現状維持を図っていく。



























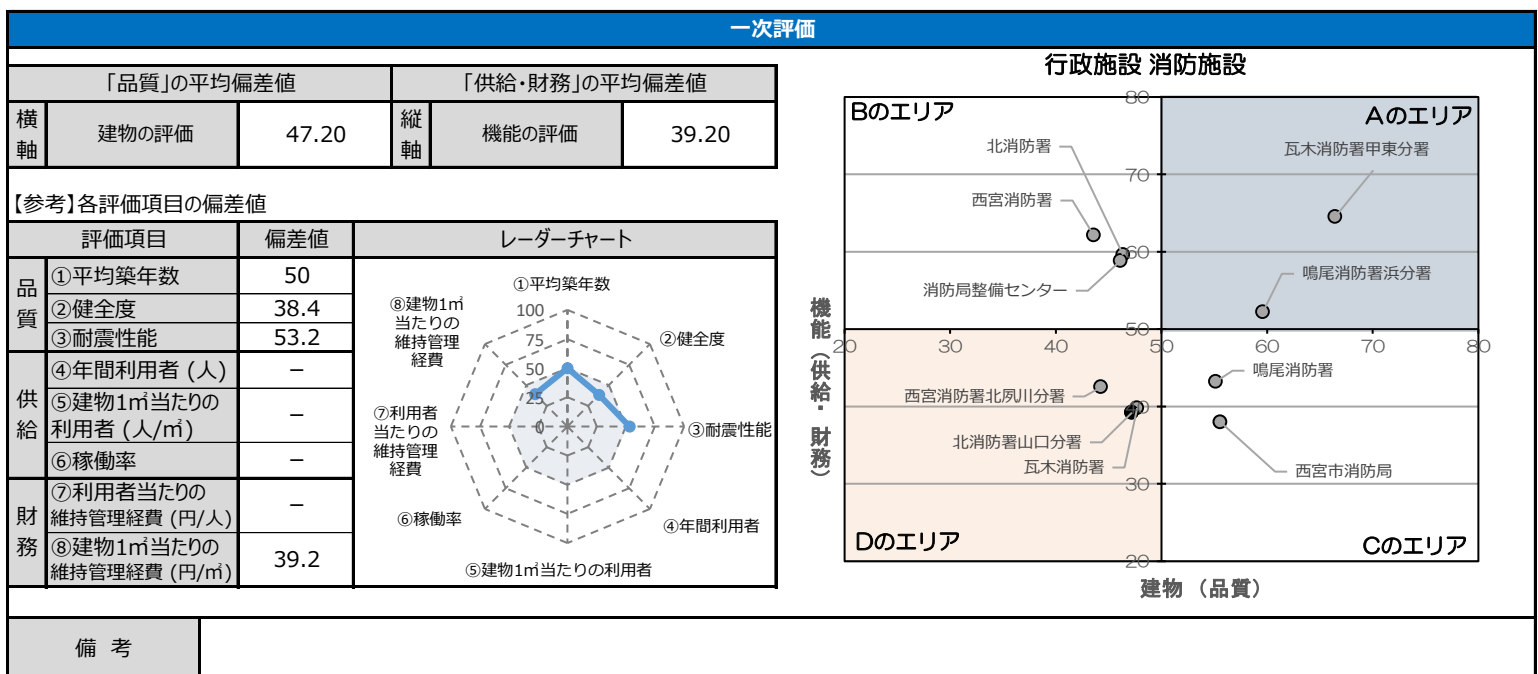
施設番号 施設名称	08209 北消防署山口分署	所在地	山口町下山口4丁目1-20
施設分類 (大分類)	行政施設	施設分類 (中分類)	消防施設
所管課	企画課	併設施設 (複合施設) の有無	無

劣化状況調査の状況									
棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	537						無	B	無
001 庁舎	372	1984	35	C	C	C			
009 倉庫	9	1984	35						
009 倉庫	3	1984	35						
009 倉庫	3	1984	35						
073 ポンプ室	5	1984	35						
011 自転車置場・単車置場	5	1984	35						
001 庁舎	106	1990	29	C	C	C			
013 車庫	18	2011	8						
009 倉庫	17	2008	11						

品質	
①平均築年数	32
②健全度	46
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	8,536



二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 本市の消防責任を担っており、市民の生命・身体・財産を災害から守るためには必要な施設である。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 消防組織法第六条及び第九条に設置目的が記載されている施設である。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み 来所者数を把握できない施設であるが、今後も同程度の利用が見込まれる。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 消防施設は、市内全域に配置しており、各消防署及び分署の管轄区域に居住する市民の利用が多い施設である。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 災害発生時の活動拠点であり、消防車両や資機材も保有しているため他の施設の代替利用はできない。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績なし 民間事業者に管理運営を委託することは、有効ではない。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項あり 消防は、消防施設を有効活用し、安全で安心して暮らせるまちを形成する役割を担っている。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	本市の消防責任を果たすためには、不可欠な施設である。
建物	ア. 現状維持	-	築35年以上が経過しており、今後、老朽化が進んでいくため、建物及び設備の適切な維持保全が必要である。











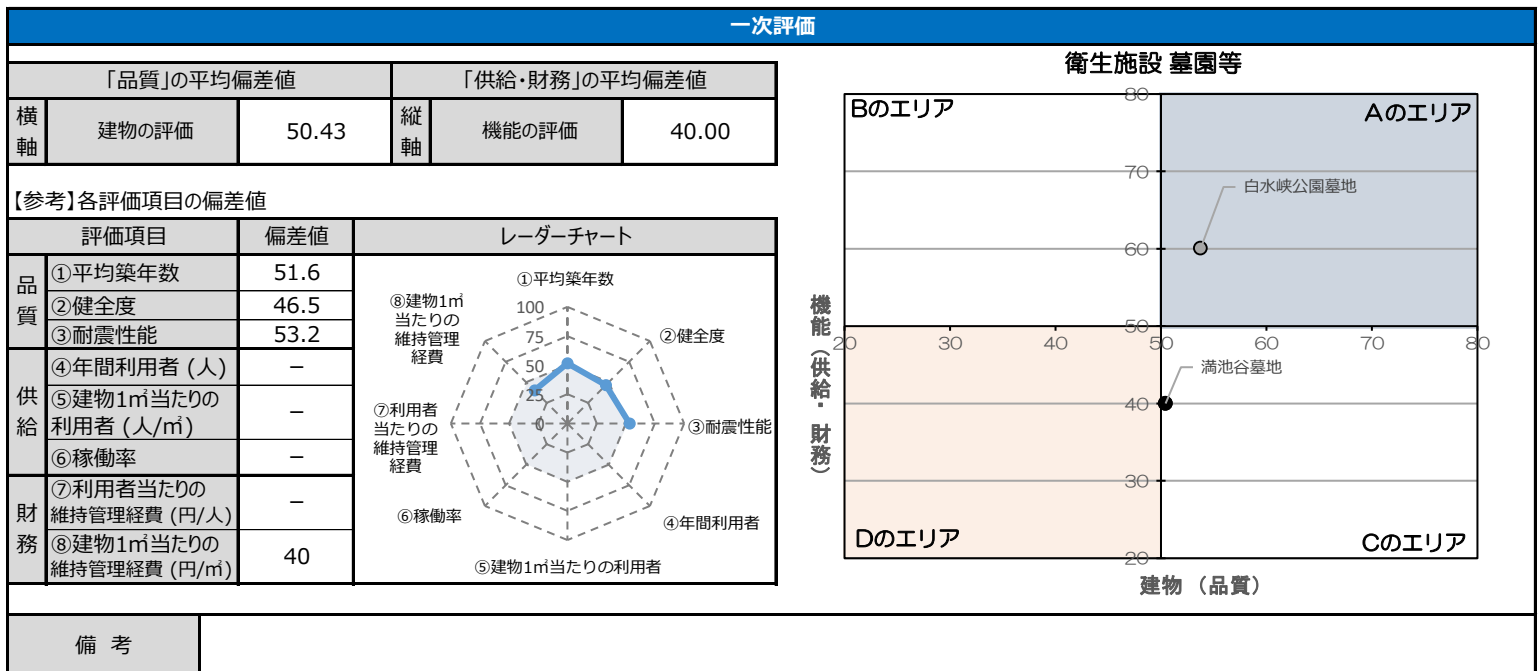
施設番号 施設名称	09101 満池谷墓地	所在地	神原13-41
施設分類 (大分類)	衛生施設	施設分類 (中分類)	墓園等
所管課	斎園管理課	併設施設 (複合施設) の有無	無

棟名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	劣化状況						
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備	
施設全体	2,315							C	A	C
089 その他	2	1987	32							
013 車庫	39	1987	32							
009 倉庫	120	1987	32							
056 火葬場	215	1988	31	D	B	B				
047 便所	20	1988	31							
056 火葬場	271	1989	30	D	B	B				
005 事務所	304	1990	29	D	B	B				
051 売場	65	1990	29							
057 礼場・斎場	311	1990	29							
057 礼場・斎場	632	1990	29	B	B	B				
051 売場	252	1990	29							
048 休憩所・休憩室	84	1990	29							

品質	
①平均築年数	30
②健全度	59
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1m <sup>2</sup> 当たりの利用者 (人/m <sup>2</sup> )	-
⑥稼働率	75%

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1m <sup>2</sup> 当たりの維持管理経費 (円/m <sup>2</sup> )	17,046



二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 墓地、火葬場、斎場(市営葬儀場)の設置目的に沿って利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 墓地及び火葬場は法律により設置が義務付けられている施設であるが、斎場(市営葬儀場)は法律によって義務付けられている施設ではないため、斎場条例に基づき設置している。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	増加する見込み いわゆる多死社会を迎えるにあたり、亡くなる方が増える見込みのため、今後は利用者の増加が見込まれる。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	全市的 墓地、火葬場、斎場(市営葬儀場)は、他に類似施設がなく、市域全域の人が利用している。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 墓地、火葬場、斎場(市営葬儀場)は、他に同様の機能を有した施設がなく代替は不可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり 火葬場は五輪・日本管財グループを、斎場は都市整備公社をそれぞれ指定管理者としている。墓地については過去、都市整備公社を指定管理者としていたが、無縁化対策の必要性から直営に戻した。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし まちづくりの観点から特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	稼働率も高く、多くの人が利用しており、かつ、市民にとって必要不可欠な施設であるため、現状維持とする。
建物	ア. 現状維持	-	大規模な改修工事は必要ないが、築29年以上が経過しており、外壁や設備の部分的な修繕が必要である。

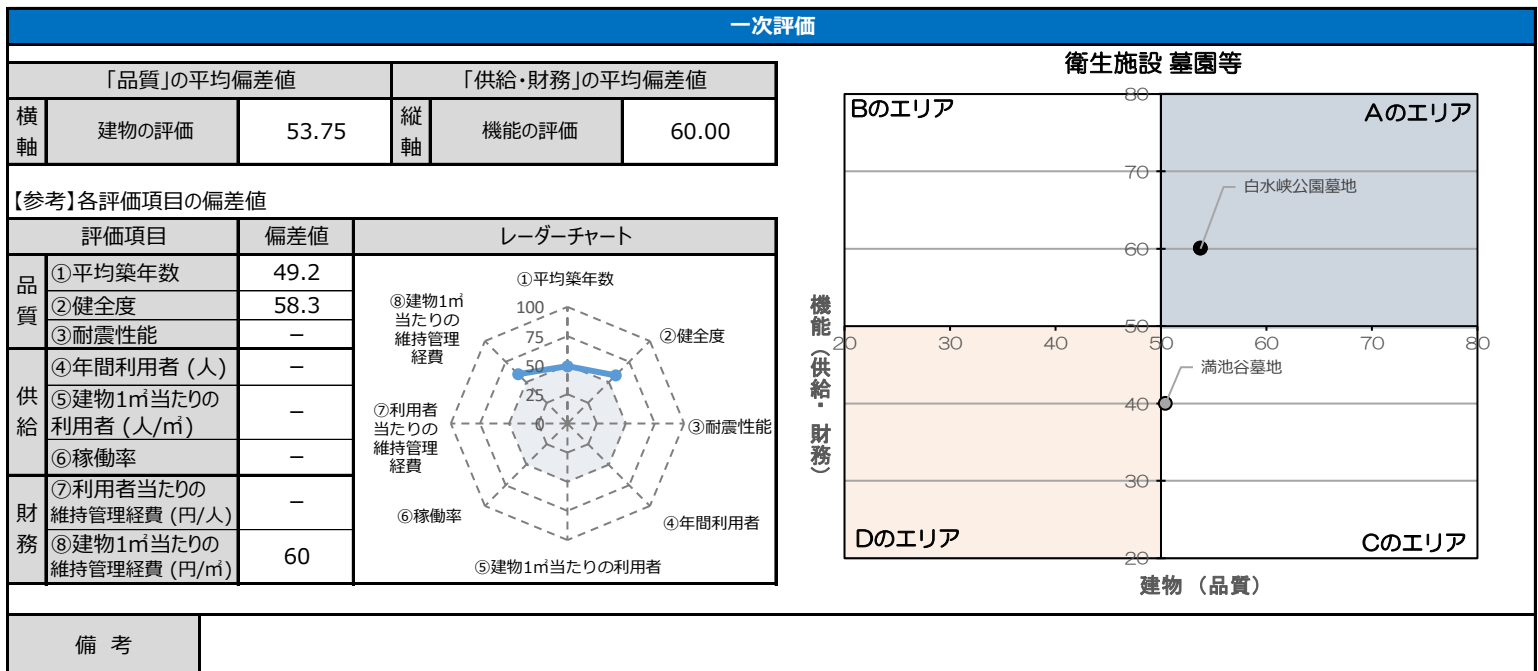
施設番号	施設名称	09103 白水峡公園墓地	所在地	山口町中野803-1
施設分類 (大分類)	衛生施設		施設分類 (中分類)	墓園等
所管課	斎園管理課		併設施設 (複合施設) の有無	無

劣化状況調査の状況									
棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	620						無	D	無
005 事務所	144	1977	42	A	A	C			
009 倉庫	46	1977	42						
047 便所	35	1977	42						
047 便所	50	1987	32						
047 便所	48	1981	38						
073 ポンプ室	8	1990	29						
073 ポンプ室	4	1990	29						
048 休憩所・休憩室	90	1993	26						
047 便所	38	1995	24						
051 売場	142	1991	28						
047 便所	14	2003	16						
009 倉庫	3	2006	13						

品質	
①平均築年数	33
②健全度	78
③耐震性能	-
基準	旧 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	-
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	4,142



二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 墓地の設置目的に沿って利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 墓地は、法律によって設置が義務付けられている施設である。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	増加する見込み 利用者数を把握できない施設であるが、合葬式墓地の新設により利用者の増加が見込まれる。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	全市的 白水峡公園墓地以外にも市営墓地はあるが、市域全域の人が利用している。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 市営墓地は、他に同様の機能を有した施設がなく代替は不可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり 過去、都市整備公社を指定管理者としていたが、無縁化対策、合葬式墓地の整備等の必要性から直営に戻した。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし まちづくりの観点から特筆すべき事項はない。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途なし 特に他の利用用途はない。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	市営墓地施設は市民にとって必要不可欠な施設であるため、現状維持とする。
建物	イ. 改修・改築	-	大規模な改修工事は必要ないが、築42年以上が経過しており、外壁や設備の部分的な修繕が必要である。合葬式墓地を令和3年度より建設中である。

施設番号 施設名称	09201 西宮市食肉センター	所在地	西宮浜2丁目32-1
施設分類 (大分類)	衛生施設	施設分類 (中分類)	その他
所管課	産業文化総務課	併設施設 (複合施設) の有無	無

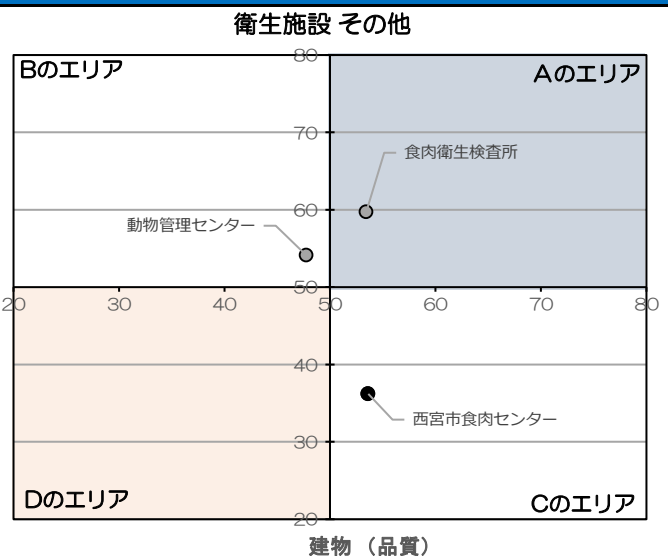
棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況						
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備	
施設全体	6,425							A	A	無
054 と室	6,096	1987	32	A	C	C				
054 と室	50	1987	32	-	-	-				
013 車庫	168	1987	32							
003 宿直室	40	1987	32							
011 自転車置場・単車置場	8	1987	32							
065 貯蔵所	64	1992	27							

品質	
①平均築年数	32
②健全度	77
③耐震性能	100
基準	新 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	-
2017	-
2018	-
平均	-
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-
⑥稼働率	-

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	24,123

一次評価					
「品質」の平均偏差値			「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	53.63	縦軸	機能の評価	36.20
【参考】各評価項目の偏差値					
	評価項目	偏差値	レーダーチャート		
品質	①平均築年数	50			
	②健全度	57.7			
	③耐震性能	53.2			
供給	④年間利用者 (人)	-			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	-			
	⑥稼働率	-			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	-			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	36.2			
備考					



二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している と畜場の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられている 法律によって義務付けられている施設ではないが、と畜場法第2条において食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のため、西宮市食肉センター条例に基づき設置している。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	— 市民利用の無い施設であるため該当しない。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	— 市民利用の無い施設であるため該当しない。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 と畜場施設は食肉流通における不採算部門であるため、民間施設への代替は不可能である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり 株式会社キャンフォアにより指定管理を行っている。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項あり 食肉センターの存在によって、市内には食肉関連企業が集積し、サプライチェーンを構築しているため、市内食肉産業の維持には必要な施設と位置づけている。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途あり 津波避難ビルに指定されている。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	県内の同種他施設と比較しても処理頭数が多いことから、現状維持とする。
建物	ア. 現状維持	-	築32年以上が経過し老朽化は進んでいるものの、外壁や屋上防水等の大規模な改修を完了したため、現状維持とする。





















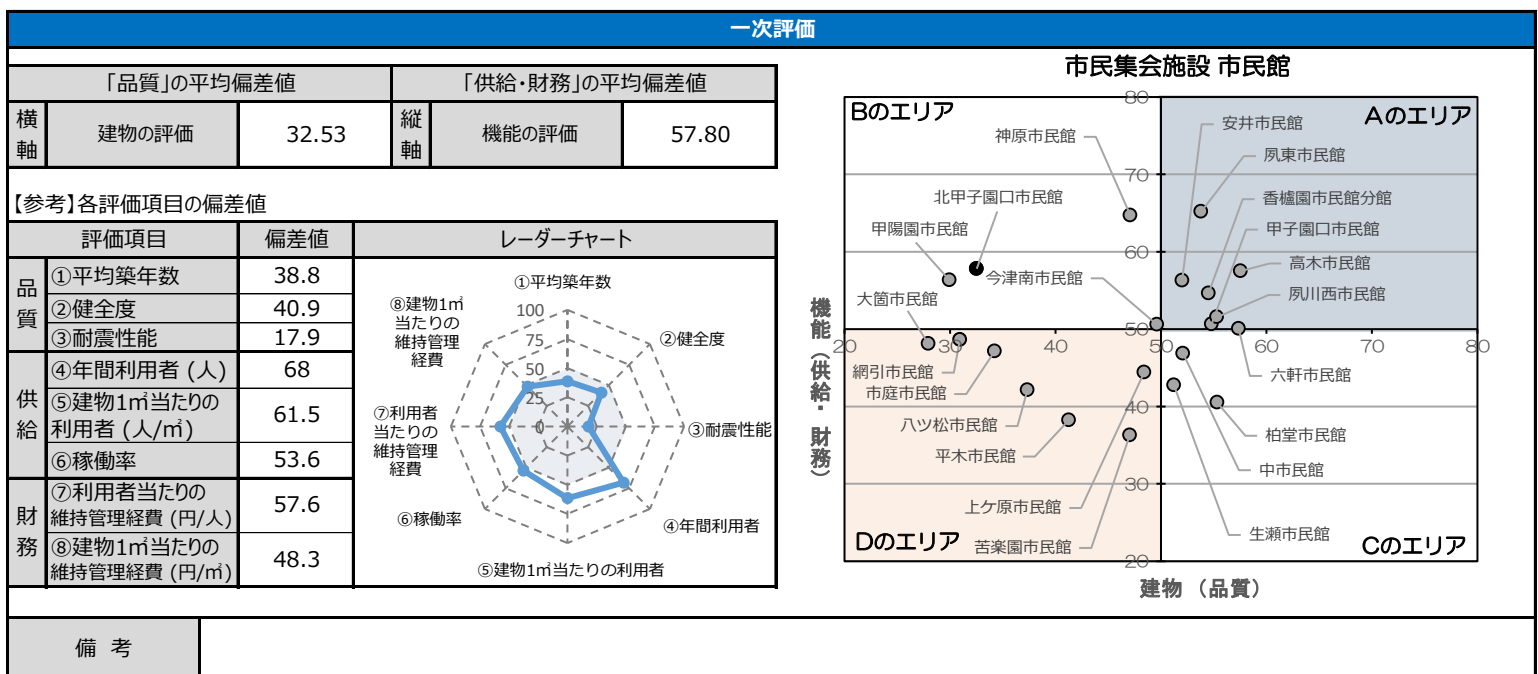
施設番号 施設名称	11108 北甲子園口市民館	所在地	松並町5-12
施設分類 (大分類)	市民集会施設	施設分類 (中分類)	市民館
所管課	地域コミュニティ推進課	併設施設 (複合施設) の有無	無

棟名称	劣化状況調査の状況		劣化状況						
	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況			空調設備	昇降機設備	
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ			
施設全体	340						無	A	無
033 市民館	185	1963	56	D	B	C			
004 管理人室	10	1972	47	-	-	-			
033 市民館	19	1985	34	-	-	-			
033 市民館	113	1985	34	D	B	C			
004 管理人室	12	1985	34	D	B	C			

品質	
①平均築年数	46
②健全度	50
③耐震性能	0
基準	旧 診断 済 補強 未

供給 (3箇年平均)	
④年間利用者 (人)	
2016	23,935
2017	22,612
2018	20,397
平均	22,315
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	66
⑥稼働率	31%

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	84
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	5,507



二次評価		
評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している 市民館の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられていない 法律の定めはなく、西宮市立地区市民館条例により設置している。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	減少する見込み 身近な地域の活動拠点として、利用しやすい施設づくりが課題である。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある 利用区域の制限はないが、近隣住民の利用者が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能 地域の公益的な団体の身近な活動拠点として必要である。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり 地域社会を熟知した地域住民が主体となる運営委員会に指定管理を行わせている。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項あり 住民自治・地域行政の施策において、地域の拠点施設として、活用していく方向である。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途あり 避難所に指定されている。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	各種団体の身近な地域の活動の場として必要な施設であるため現状維持とする。
建物	イ. 改修・改築	-	耐震基準を満たしていないため、施設の改築 (建替え) の検討を行う。





























































施設番号 施設名称	11304 西宮市立船坂里山学校	所在地	山口町船坂2103-2
施設分類 (大分類)	市民集会施設	施設分類 (中分類)	その他
所管課	地域コミュニティ推進課	併設施設 (複合施設) の有無	無

劣化状況調査の状況									
棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	劣化状況					
				屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	受変電設備	空調設備	昇降機設備
施設全体	1,806						無	A	無
028 集会所	514	1955	64	C	D	C			
023 渡廊下	9	1965	54						
028 集会所	189	1900	119	A	B	A			
009 倉庫	20	1958	61						
028 集会所	43	1959	60	C	D	C			
009 倉庫	11	1959	60						
010 物置・納屋	15	1970	49						
028 集会所	239	1975	44	C	D	C			
028 集会所	665	1983	36	C	C	C			
007 作業所	20	1998	21	-	-	-			
028 集会所	78	1998	21	A	B	A			
089 その他	4	1998	21						

品質	
①平均築年数	54
②健全度	52
③耐震性能	55
基準	混 診断 - 補強 -

供給 (3箇年平均)			
④年間利用者 (人)			
2016	16,189	平均	18,321
2017	17,733		
2018	21,042		
⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)		10	
⑥稼働率		13%	

財務 (3箇年平均)	
⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	254
⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	2,580

一次評価					
「品質」の平均偏差値			「供給・財務」の平均偏差値		
横軸	建物の評価	37.30	縦軸	機能の評価	41.96
【参考】各評価項目の偏差値					
	評価項目	偏差値	レーダーチャート		
品質	①平均築年数	32.4			
	②健全度	42.2			
	③耐震性能	37.3			
供給	④年間利用者 (人)	45			
	⑤建物1㎡当たりの利用者 (人/㎡)	38.6			
	⑥稼働率	39.9			
財務	⑦利用者当たりの維持管理経費 (円/人)	32.7			
	⑧建物1㎡当たりの維持管理経費 (円/㎡)	53.6			
備考					

市民集会施設 その他

二次評価			
	評価項目	評価結果	評価理由等
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	即している	船坂里山学校の設置目的に沿った活動に利用されている。
	②法律により設置が義務付けられている施設か	義務付けられていない	法律の定めはなく、西宮市立船坂里山学校条例により設置している。
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	変わらない見込み	ここ数年、利用者は横ばいで、今後数年間大きな変動はない見込みである。
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか	地域性がある	利用区域の制限はないため、広域的な利用も見受けられるが、比較的近隣住民の利用者が多い。
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	不可能	集会施設だけでなく体育館やグラウンドなどの機能も備えているため、他の施設への代替は難しい。
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	実績あり	地域社会に熟知した地域住民が主体となる運営委員会に指定管理を行わせている。
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	特筆すべき事項なし	特筆すべき事項はないが、船坂地域において地域住民が集い、また地域を訪れる人との交流の場としての役割を担う施設である。
	⑧他の利用用途が存在するか	他の利用用途あり	避難所に指定されている。

総合評価			
	評価結果	取組手法	中期的な対応方針
機能	a. 現状維持	-	里山文化を生かした施設で、地域での交流はもとより施設を訪れる人との交流のためにも必要な場所であるため、現状維持とする。
建物	イ. 改修・改築	-	一部耐震基準を満たしていないため、施設の改修や改築などの検討を行う。

